

宅地建物取引士資格登録申請の電子申請手順

1 eMLIT（国土交通省手続業務一貫処理システム）を開く。

2 「検索」をクリック

政策分野から検索

住宅・建築 水管理・国土保全

■ 手続の種類

住宅・建築

38 件該当します。

検索

ここをクリック

3 (1)「登録」でソートし、(2)「宅地建物取引士の登録申請【宅建】」をクリック。

①「登録」を入力

全 4 件中 1~4 件を表示中

1ページあたりの表示件数: 10

法令等	手続	申...	申請...	申請終了	参考...	お...	申請可能なアカウン...	新規
宅地建物取引業法	宅地建物取引士の登録削除申請【宅建】	-	2024/01/01	2100/03/31		♡	全てのアカウント	目
宅地建物取引業法	宅地建物取引士資格登録簿の変更登録申請【宅建】	-	2024/01/01	2100/03/31		♡	全てのアカウント	目
宅地建物取引業法	宅地建物取引士の登録申請【宅建】	-						目
宅地建物取引業法	宅地建物取引士の登録移転申請【宅建】	-	2024/01/01	2100/03/31		♡	全てのアカウント	目

②「宅地建物取引士の登録申請【宅建】」をクリック

4 「基本情報」欄を入力

お気に入りに入れる

住宅・建築 宅地建物取引業法 宅地建物取引士の登録申請【宅建】

このページのリンクをコピー

手続内容

ブラウザの戻るボタンを使用すると、入力途中の情報が消えてしまう可能性があります。
そのため、画面の「一時保存」ボタンを適宜使用してください。

キャンセル 一時保存

■ 基本情報

申請年度

申請年月日 2025/01/26

申請日を入力
※「過去日」、「未来日」は設定できません。

「都道府県庁(共通)」を選択

提出先(組織区分) 都道府県庁(共通)

提出先(組織) 神奈川県庁

「神奈川県庁」を選択

5 添付書類の確認 ※県の HP を確認する等して、事前にご準備ください。

「(t)その他添付書類」は、登録手数料の支払い控えになります。

支払方法は、全日本不動産協会神奈川本部の指定口座へお振込みください。

■ 手続名：宅地建物取引士の登録申請【宅建】

<留意事項>

- ・インフォメーションアイコン「i」がある項目は、補記説明がありますので、カーソルを合わせて確認の上、入力してください。
- ・ブラウザバックをすると入力途中の情報が消えてしまうため、画面最下部にある「一時保存」を都度実施してください。
- ・申請の提出先に内容に関するお問合せをする際は、事前により下記の4項目の入力が必要となります。
 - 基本情報＞・提出先（組織区分）・提出先（組織）
 - 申請情報＞・申請先（都道府県）・申請先

<必要な添付書類>

この申請で入力する内容は以下の通りです。

必要な書類の準備をお願いします。

各添付書類の詳細は、都道府県ごとに異なるため申請先行政庁HPをご確認ください。

■ 手続名：宅地建物取引士の登録申請【宅建】

<留意事項>

- ・インフォメーションアイコン「i」がある項目は、補記説明がありますので、カーソルを合わせて確認の上、入力してください。
- ・ブラウザバックをすると入力途中の情報が消えてしまうため、画面最下部にある「一時保存」を都度実施してください。
- ・申請の提出先に内容に関するお問合せをする際は、事前により下記の4項目の入力が必要となります。
 - 基本情報＞・提出先（組織区分）・提出先（組織）
 - 申請情報＞・申請先（都道府県）・申請先

<必要な添付書類>

この申請で入力する内容は以下の通りです。

必要な書類の準備をお願いします。

各添付書類の詳細は、都道府県ごとに異なるため申請先行政庁HPをご確認ください。

- (a) 誓約書（様式第六号）
- (b) 身分証明書※外国籍の方は不要
- (c) 誓約書(身分証明書に関する)※外国籍の方は必要
- (d) 登記されていないことの証明書又は医師の診断書
- (e) 住民票※マイナンバーの記載がないもの
- (f) 登録資格に関する書面 実務経験証明書（様式第五号の二）（実務経験が2年以上ある場合）
- (g) 登録資格に関する書面「従業者名簿」（実務経験が2年以上ある場合）※当該申請者の記載に係る部分
- (h) 登録資格に関する書面 業務内容証明書（実務経験が2年以上ある場合）
- (i) 登録資格に関する書面 その他関係資料
- (j) 合格証書
- (k) 登録資格に関する書面 登録実務講習実施機関の発行する修了証（講習修了者の場合）
- (l) 登録資格に関する書面 国、地方公共団体等における実務経験の証明書（国、地方公共団体等における2年以上の実務経験者の場合）
- (m) 従業者証明書
- (n) 出向証明書（現在出向中の場合）
- (o) 営業に関する法定代理人の許可（未成年の場合）
- (p) 戸籍謄本（未成年の場合）
- (q) 法定代理人の身分証明書の写し（未成年の場合）
- (r) 委任状（代理人による申請の場合に必要）※代理申請を認めている都道府県のうち、提出を求めている場合のみ
- (s) 代理人の本人確認書類（代理人による申請の場合に必要）※代理申請を認めている都道府県のうち、提出を求めている場合のみ
- (t) その他添付書類（担当行政庁（提出先）が別途指定する書類がある場合は添付すること）
- (u) 顔写真（jpeg形式でアップロードください。縦横比は1.25：1です。）

※及び④、⑤、⑥については、必要に応じて提出を求めることがあります。

神奈川県では代理申請を認めていないため、(r) (s) は不要です。

日本国籍の方は(b)、外国籍の方は(c)の提出が必要となります。

(e) 旧姓併記を希望される場合：旧姓が表示されたもの。
(f) 外国籍の場合：国籍等並びに在留カードの番号または特別永住者証明書の番号が記載されたもの。

青枠は該当する場合のみ。

手数料支払いを証明する書類。

6 「申請者情報」欄を入力

■ 申請者情報

申請者個人の情報（代理申請者の場合は代理申請者自身の情報）を入力してください。

申請者氏名 必須 ①

神奈川 かなこ

申請者電子メール 必須 ①

xxxxxx@pref.kanagawa.lg.jp

申請者住所 必須 ①

神奈川県横浜市中区日本大通33番地 神奈川県住宅供給公社ビル5階

申請者電話番号 必須 ①

0452853218

代理申請の場合は以下の代理申請者区分を選択して下さい。

代理申請者区分

その他を選択した場合の属性

7 「申請情報」欄を入力

■ 申請情報

居所を登録する場合は、事前に都道府県にお問合せください。

申請先（都道府県） 神奈川県	申請先 全日本不動産協会神奈川県本部
県コード 14	土木事務所コード 0
実施団体コード 0	

以下の情報は、申請者の情報を入力してください。

郵便番号 2310021

市区町村コード 14104

市区町村名 神奈川県横浜市中区

外字入力有 ☐

住所（市区町村名の続き）
日本大通 3 3 番地 神奈川県住宅供給公社ビル 5 階

外字入力有 ☐

氏名
神奈川県 かなこ

8 「申請者に関する事項」欄を入力

■ 項番11.申請者に関する事項

外字入力有 ☐

フリガナ
かなこ かなこ

氏名
神奈川県 かなこ

生年月日
2001/03/10

性別
2. 女性

性別コード
2

申請情報で入力した郵便番号、都道府県、市区町村名、外字入力有、住所が同じ場合でも入力してください。

郵便番号
2310021

市区町村コード
14104

市区町村名
神奈川県横浜市中区

外字入力有 ☐

住所（市区町村名の続き）
横浜市中区日本大通 3 3 住宅供給公社ビル 5 階

電話番号
045-285-3218

日中連絡がつく電話番号をご記入ください。

9 「申請者の本籍地」欄を入力

■ 申請者の本籍地

申請情報で入力した郵便番号、都道府県、市区町村名、外字入力有、住所が同じ場合でも入力してください。
外国籍を選択した場合は■備考欄に国籍を記載してください。

本籍の選択 **必須**

☒ 日本国籍 ☐ 外国籍

郵便番号(本籍地) ⓘ

2310021

市区町村コード(本籍地) **必須**

14104

市区町村名(本籍地) **必須**

神奈川県横浜市中区

外字入力有 ⓘ

☐

本籍（市町村名以降を入力してください） **必須** ⓘ

日本大通 3 3

10 （実務経験有の場合のみ）「経験に関する事項」欄を入力

手続内容

お問合せ・ご連絡

キャンセル

一時保存

■ 項番12.経験に関する事項(実務経験有の場合)_繰返番号 (1)

■ 経験先の免許証番号
※免許行政庁コードと6桁の番号はペアで入力して下さい。()内の数字のみでの入力は不可となります。

免許行政庁コード

コード_免許行政庁コード

14 神奈川県

14

() 内の数字

6桁の番号 ⓘ

1

000000

■ 経験先での職務内容
経験先での職務内容
営業

顧客への説明、物件の調査等、宅建取引に関する業務です。
受付、秘書、総務、人事、経理、財務等の一般管理業務、その他補助的な業務は除きます。

■ 経験期間
経験期間(自)
2021/04/01

経験期間(至)
2024/03/31

11 実務経験入力後、「登録」ボタンをクリック

キャンセル

コピーして作成

一時保存

登録

12 実務経験の期間合計(年)(曜日)を入力

- ・ 自動計算されないのをご注意ください。
- ・ 一月に満たない日数については、二十日を一月として計算します。
- ・ 申請の前十年以内の経験を記入して下さい。

※「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」第19条関係第2項参照

13 合格証書の番号と合格年月日を入力

全1件中 1~1 件を表示中 1ページあたりの表示件数: 5

編集	免許行政庁コード	コード_免許行政庁コード	() 内の数字	6桁の番号
+ -	1 14 神奈川県	14	1	000001

期間合計(年) 3 期間合計(月) 0

■ 項番13.国土交通大臣の認定に関する事項(実務経験が無く、登録実務講習を修了した場合及び国、地方公共団体等における2年以上の経験者)

認定年月日

■ 項番14.試験に関する事項

合格証書番号 12345678 合格年月日 2024/11/26

14 (現在宅建業に従事されている方のみ)従事先の情報を入力

■ 項番15.業務に従事する宅地建物取引業に関する事項

※「商号又は名称」「免許行政庁コード」「6桁の番号」を入力する場合は、全ての項目を必ず入力してください。
※免許行政庁コードと6桁の番号はペアで入力して下さい。()内の数字のみでの入力は不可となります。
※宅建業者に従事し従事を登録する場合は、従業者証明書の添付が必要となります。

外字入力有

☐

商号又は名称

かながわ不動産

免許行政庁コード

14 神奈川県

コード_免許行政庁コード

14

() 内の数字

1

6桁の番号

123456

■ 備考欄 (申請者・審査者が閲覧可能)

備考欄 (申請者・審査者が閲覧可能)

15 必要書類を添付

■ 添付ファイル

詳細に読み取れるものを添付してください。
1項目に複数のファイルをアップロード可能です。

添付資料一覧：

必	(a) 誓約書（様式第六号）	(e) 旧姓併記を希望される場合：旧姓が表示されたもの。	日本国籍の方は(b)、外国籍の方は(c)の提出が必要となります。 ①実務経験2年以上：(f)～(i) ②登録実務講習受講：(k) ③国等実務経験2年以上：(l) (1)～(3)のいずれか 必 ※(f)と(g)はセットで必要です ※(h)と(i)は原則不要。必要な場合に個別依頼します。
必	(b) 身分証明書※外国籍の方は不要	(e) 外国籍の場合：国籍等並びに在留カードの番号または特別永住者証明書の番号が記載されたもの。	
必	(c) 誓約書(身分証明書に関する)※外国籍の方は必要		
必	(d) 登記されていないとの証明書又は医師の診断書		
必	(e) 住民票※マイナンバーの記載がないもの		
①	(f) 登録資格に関する書面 実務経験証明書（様式第五号の二）（実務経験が2年以上ある場合）		
	(g) 登録資格に関する書面「従業者名簿」（実務経験が2年以上ある場合）※当該申請者の記載に係る部分		
	(h) 登録資格に関する書面 業務内容証明書（実務経験が2年以上ある場合）		
	(i) 登録資格に関する書面 その他関係資料		
必	(j) 合格証書		
②	(k) 登録資格に関する書面 登録実務講習実施機関の発行する修了証（講習修了者の場合）		
③	(l) 登録資格に関する書面 国、地方公共団体等における実務経験の証明書（国、地方公共団体等における2年以上の実務経験者の場合）		
	(m) 従業者証明書		
	(n) 出向証明書（現在出向中の場合）	青枠は該当する場合のみ	
	(o) 営業に関する法定代理人の許可（未成年の場合）		
	(p) 戸籍謄本（未成年の場合）		
	(q) 法定代理人の身分証明書の写し（未成年の場合）		
不	(r) 委任状（代理人による申請の場合に必要）※代理申請を認めている都道府県のうち、提出を求めている場合のみ		
不	(s) 代理人の本人確認書類（代理人による申請の場合に必要）※代理申請を認めている都道府県のうち、提出を求めている場合のみ		
必	(t) その他添付書類（担当行政庁（提出先）が別途指定する書類がある場合は添付すること）	手数料を支払ったことの証明書類	
必	(u) 顔写真（jpeg形式でアップロードください。縦横比は1.25：1です。）		

住民票については住基ネットを希望する（導入している都道府県のみ）
☐

チェックを入れて住基ネットの利用に替えられる県は秋田県・岐阜県・静岡県・三重県・奈良県・和歌山県・徳島県・香川県・大分県です。ここに記載の無い都道府県は必ず「住民票」を添付してください。

現在出向中の場合はチェックを入力して下さい。
☐

(現在宅建業に従事している場合のみ) 従業者証明書を添付

現在宅建業に従事している場合のみ、「(m) 従業者証明書」を添付してください。

(出向中の場合のみ) 出向証明書を添付

現在出向中の場合は、「(n) 出向証明書」を添付してください。

神奈川県は住基ネットを導入していませんので、必ず住民票の添付をしてください。

(未成年の場合のみ) 営業に関する法定代理人の許可書、戸籍謄本、法定代理人の身分証明書の写しを添付

未成年の方の登録は原則としてできませんが、営業に従事する等のために登録が必要な場合は、(o) 営業に関する法定代理人の許可書、(p) 戸籍謄本(申請者本人と法定代理人の関係が分かるもの)、(q) 法定代理人の身分証明書の写し、を添付してください。

※アップロード後のイメージ

未成年の場合はチェックを入力して下さい。

☐

(a) 誓約書（様式第六号） **必須** ①

[↑ ファイルをアップロード](#) またはファイルをドロップ

誓約書.pdf 削除

(c) 誓約書(身分証明書に関する) ※外国籍の方は必要 ①

[↑ ファイルをアップロード](#) またはファイルをドロップ

(e) 住民票※マイナンバーの記載がないもの ①

[↑ ファイルをアップロード](#) またはファイルをドロップ

住民票.pdf 削除

(g) 登録資格に関する書面「従業者名簿」（実務経験が2年以上ある場合）※当該申請者の記載に係る部分

①

[↑ ファイルをアップロード](#) またはファイルをドロップ

従業者名簿.pdf 削除

(i) 登録資格に関する書面 その他関係資料 ①

[↑ ファイルをアップロード](#) またはファイルをドロップ

(k) 登録資格に関する書面 登録実務講習実施機関の発行する修了証（講習修了者の場合）

①

[↑ ファイルをアップロード](#) またはファイルをドロップ

(m) 従業者証明書 ①

[↑ ファイルをアップロード](#) またはファイルをドロップ

従業者証明書.pdf 削除

(o) 営業に関する法定代理人の許可（未成年の場合） ①

[↑ ファイルをアップロード](#) またはファイルをドロップ

(q) 法定代理人の身分証明書の写し（未成年の場合） ①

[↑ ファイルをアップロード](#) またはファイルをドロップ

(s) 代理人の本人確認書類（代理申請を認めている都道府県のうち、提出を求めている場合のみ必要）

①

[↑ ファイルをアップロード](#) またはファイルをドロップ

(u) 顔写真 ①

[↑ ファイルをアップロード](#) またはファイルをドロップ

神奈川かなご写真.jpg 削除

(b) 身分証明書※外国籍の方は不要 ①

[↑ ファイルをアップロード](#) またはファイルをドロップ

身分証明書.pdf 削除

(d) 登記されていないことの証明書又は医師の診断書 **必須** ①

[↑ ファイルをアップロード](#) またはファイルをドロップ

登記されていないことの証明書.pdf 削除

(f) 登録資格に関する書面 実務経験証明書（様式第五号の二）（実務経験が2年以上ある場合）

必須 ①

[↑ ファイルをアップロード](#) またはファイルをドロップ

実務経験証明書.pdf 削除

(h) 登録資格に関する書面 業務内容証明書（実務経験が2年以上ある場合）

①

[↑ ファイルをアップロード](#) またはファイルをドロップ

業務内容証明書.pdf 削除

(j) 合格証書 **必須** ①

[↑ ファイルをアップロード](#) またはファイルをドロップ

合格証書.pdf 削除

(l) 登録資格に関する書面 国、地方公共団体等における実務経験の証明書 ①

[↑ ファイルをアップロード](#) またはファイルをドロップ

(n) 出向証明書（現在出向中の場合） ①

[↑ ファイルをアップロード](#) またはファイルをドロップ

(p) 戸籍謄本（未成年の場合） ①

[↑ ファイルをアップロード](#) またはファイルをドロップ

(r) 委任状（代理申請を認めている都道府県のうち、提出を求めている場合のみ必要）

①

[↑ ファイルをアップロード](#) またはファイルをドロップ

(t) その他添付書類（担当行政庁（提出先）が別途指定する書類がある場合は添付すること）

①

[↑ ファイルをアップロード](#) またはファイルをドロップ

20250310_神奈川かな子支払い明細.pdf 削除

16 添付資料を確認の上、「添付は、原本と相違ないことを証明します」にチェックし、「申請(確認画面へ)」をクリック

添付書類に不備がないことを確認後、以下のチェックボックスにチェックをしてください。

添付は、原本と相違ないことを証明します。 必須
☒

申請（確認画面へ）

キャンセル

帳票出力

印刷

コピーして申請

一時保存

添付ファイル一括ダウンロード

削除

申請取下

17 確認後、下までスクロールして「申請」ボタンをクリック

[お気に入りに入れる](#)

住宅・建築 宅地建物取引業法 宅地建物取引士の登録申請【宅建】

[このページのリンクをコピー](#)

手続内容

お問合せ・ご連絡

これは確認画面です。
以下の内容で間違いがなければ、「申請」ボタンを押してください。
なお、申請後は内容の修正ができなくなります。

[入力画面に戻る](#)

一時保存

申請

[入力画面に戻る](#)

帳票出力

印刷

コピーして申請

一時保存

添付ファイル一括ダウンロード

削除

申請取下